

2015年12月4日 全4頁

# 「ナッジ」で変える個人投資家行動

## オバマ政権が行動科学の応用に関する大統領令を発出

金融調査部 主任研究員  
鈴木裕

### [要約]

- 2015年9月にオバマ大統領は、連邦政府の諸官庁が計画や規則を策定する際には、行動科学の成果を取り入れた検討を行うべきとする大統領令を発出した。
- 行動科学の政策面への応用は、「ナッジ」と呼ばれており、退職年金制度への加入促進などで既にある程度の成果を上げている。
- 行政サービス等の利用者等を特定の選択肢に誘導するものであるから、自由を侵害するとの批判もあるが、選択の自由を直接脅かすものではない。

### 「ナッジ」を政策の検討に応用する旨の大統領令

オバマ大統領は2015年9月に、連邦政府機関が計画や規則を策定する際に行動科学を取り入れるべきとする大統領令<sup>1</sup>を発出した。複数の選択肢がある場合に、人々の行動に影響を及ぼし得る情報の提供方法を変えることによって、当該の個人や社会にとってより望ましい選択に誘導するために、人々の意思に政策当局がある程度影響を及ぼすことを目指している。特定の選択肢に意識を向けさせるために相手方を軽くつつく（nudge）ようなことをするので、こうした行動科学の応用を「ナッジ」という。2008年に“Nudge”という書籍<sup>2</sup>が出版されて以来、政策への行動科学の応用を指す用語となった。

ナッジによって米国民の貯蓄行動を変え退職後の生活を支える貯蓄の実施率を上げたり、進

<sup>1</sup> The White House “Executive Order -- Using Behavioral Science Insights to Better Serve the American People” (September 15, 2015)

<https://www.whitehouse.gov/the-press-office/2015/09/15/executive-order-using-behavioral-science-in-sights-better-serve-american>

東京大学政策ビジョン研究センター「公共政策に行動科学の知見を使い！ナッジ誕生の地で大統領令が公布」（2015/11/5）

<http://pari.u-tokyo.ac.jp/column/column132.html>

<sup>2</sup> Thaler, Richard H. and Sunstein, Cass R. [2008] “Nudge: Improving Decisions About Health, Wealth, and Happiness,” Princeton U. P.

遠藤夏美訳『実践 行動経済学』日経BP社、2009

学のための資金借入れを促したりすることに、既に効果が観察されているという。そのほか、食生活の改善による健康増進、長寿化、教育水準の向上、低炭素社会への移行といった多くの政策課題に応用することが想定されている。これを実現するために、大統領行政府及び行政各省（各行政府）では、ナッジへの取り組みが求められることになる。

英国では、2010年に“Behavioural Insights Team”を内閣府のもとに作っており、様々な分野で成果を上げたとの報告<sup>3</sup>がある。

### ナッジに関する大統領令の概要

#### 1. 行動科学の応用

##### (a) 各行政府で求められる取り組み

- ①行動科学の知見の応用が効果を生じると期待される政策分野の特定
- ②行動科学の知見の応用戦略の策定
- ③行動科学の知見を持つ者の採用
- ④行動科学研究者等との連携強化

##### (b) 各行政府で実施すべきこと

- ①個人・家庭・地域社会における行政サービス利用促進の方法の特定
- ②消費者・資金需要者・行政サービス利用者等に向けた情報提供方法・内容・時期等の改善
- ③公共利益を最大限に促進するための情報提供の順序・数量・選択肢の調整を検討すること
- ④採用された行動科学の手法の効果測定を行うこと

##### (c) 各行政府は、従来の行政評価手法に加えて行動科学の成果を取り入れた評価を行うべき

#### 2. 大統領令の実施手順

(a) 国家科学技術会議（National Science and Technology Council＝NSTC）のもとにある社会及び行動科学チーム（Social and Behavioral Sciences Team＝SBST 2014年1月設置）は、各行政府に行動科学の応用に関する助言や政策指針を提供する。

(b) NSTCは、各行政府の行動科学の応用に関する取り組みについて年報を公表する。

(c) SBSTは、行動科学の応用に関する指針を発行する。

（出所）大和総研作成

## 行動科学の知見を利用した行動経済学

行動科学を投資など経済活動の分析ツールとして活用した行動経済学は、様々な意思決定上の歪みの源泉について理論的な説明を試みるものであった。投資分野での応用として、伝統的なファイナンス理論では十分に説明できない現象（アノマリー）に対して、投資家の意思決定上の歪みとアノマリーとの関連性に関する研究が続けられている。しかし、行動経済学の示唆

<sup>3</sup> 英国政府 “Publications | The Behavioural Insights Team”  
<http://www.behaviouralinsights.co.uk/publications/>

は、投資行動には限られず、医療、教育、司法など様々な分野に拡張を見せている。行動経済学を政策面へ応用しようとする試みは、もはや珍しいものではない。

今回の大統領令は、そのような政策面での取り組みを組織的に進めることを目指しているものであろう。これは、これまでも政策検討の中で行ってきたナッジがある程度の成果を上げていることを意味すると考えられる。行政サービスを必要とする者が、それを適切に利用できるようにするために、サービス内容や手続きに対する周知を行うには、追加的なコストが発生する。より小さなコストでより大きな効果を得るためには、どのような方法が適切かを実証的に検証し、理論化を進める必要があるだろう。そのような成果を広く共有し活用することができれば社会を豊かにすることができるかもしれない。

## ナッジが成果を産んだ事例

ナッジの具体的な成果については、SBST のウェブサイト<sup>4</sup>や英国の大学で作成されたデータベース<sup>5</sup>のほか多くの行動科学者の論文に取り上げられている。

SBST では、連邦職員向けの退職貯蓄プラン（Thrift Savings Plan = TSP）への加入促進で成果を上げていることが報告されている。TSP は、確定給付型年金に追加される形で 1986 年から開始された確定拠出型年金貯蓄制度だ。民間被用者向けの確定拠出年金である 401（k）制度を参考に、連邦公務員向けに導入されたものである。加入は任意であり、拠出時に所得控除による非課税措置の税制優遇が受けられ、給付時まで課税が繰り延べられる通常のタイプと、拠出時の所得控除は無いが、給付時は非課税の Roth-TSP と呼ばれるタイプの二つがある。

通常タイプの TSP への参加をどのように促すかを検討する中で、参加を呼び掛ける e メール の文面を工夫すると明らかに参加率が異なることが確認された。TSP 参加のメリットや手続きをわかりやすく記したメールを受け取ったグループでは、何もメールを送られなかったグループよりも倍近い参加率であった。また、工夫の無い文面のメールを受け取ったグループよりも、文面が周到に設計されたメールを受け取ったグループの方が、統計的に有意に参加率が高かったという。

Roth-TSP への参加奨励でも、文面の工夫が効果的であったという。宛名に個人名を入れることや、新年度に新しいことをしようと呼び掛け、参加手順を箇条書きでわかりやすく書き出すことで、参加率がアップしたとのことである。

税制優遇のある確定拠出年金プランへの参加を促すナッジに関する研究は数多く行われている。参加を任意にしたまま不参加の意思が示されない限り、参加の意思ありと扱う自動参加型

<sup>4</sup> An official website of the United States Government “Social and Behavioral Sciences Team”  
<https://sbst.gov/>

<sup>5</sup> University of Stirling “Nudge Database v1.2”  
<https://www.stir.ac.uk/media/schools/management/documents/economics/Nudge%20Database%201.2.pdf>

制度の導入も進んでいるようである<sup>6</sup>。これも、デフォルトを何にするのが参加を増やすために効果的かを検討する行動科学の成果の一つである。

また、所得税申告の促進に関する英国での取り組みでは、納税者に対して申告を求める課税当局からの連絡文面を工夫するとある程度の効果を持つことが報告されている。申告が遅れている人には、「国民の9割は既に申告を終えた」というよりも、「あなたの町の9割は既に申告を終えた」と告げる方が有意に申告率を上げることができたとのことだ。比較対象を身近なところに置くと、当人は申告していない少数派になってしまうと強く思わせることができるようである。

## ナッジは自由を制約するか

望ましい選択を個人個人にそれぞれ選ばせるための誘導を行うことがナッジの目的であるが、このような政府の介入へ疑問が無いわけではない。自由な選択をしているつもりでも、特定の選択肢に知らずしらずのうちに誘導されているとしたら、それは自由とは言えないという問題を提起することもできよう。政府による行き過ぎたパターンリズムの発露であるとの批判だ<sup>7</sup>。

これに対して、ナッジは確かに誘導を含むが、選択肢自体を奪うわけではないとの反論がある。無意識的なレベルでの誘導に対して、意識的に他の選択肢を選び取ることもできるのだから選択の自由は侵害していないということで、おおむねこのように理解されているようである。とはいえ、ナッジの技術が飛躍的に進めば、自由に選んでいるつもりでも実際には政府にコントロールされ特定の選択肢を選ばされていたという事態もあり得ないわけではない。ナッジの適正な利用が問われる日がいずれ来るかもしれない。

---

<sup>6</sup> Shlomo Benartzi and Richard H. Thaler “Behavioral Economics and the Retirement Savings Crisis”  
<http://faculty.chicagobooth.edu/Richard.Thaler/research/pdf/Behavioral%20Economics%20and%20the%20Retirement%20Savings%20Crisis.pdf>

<sup>7</sup> ナッジとパターンリズムの関係については、森村進「キャス・サンスティーンとリチャード・セイラーの『リバタリアン・パターンリズム』」一橋法学第7巻第3号（2008年11月）  
<https://hermes-ir.lib.hit-u.ac.jp/rs/bitstream/10086/16370/4/hogaku0070304270.pdf>